

3 健全化に向けた取り組み

1) 歳入面での取り組み

新たな歳入の確保
滞納対策
適正な受益者負担等

2) 歳出面の取り組み

消費的経費（物件費、維持補修費）の削減
扶助費・補助費等の削減
人件費の見直し
普通建設事業費の抑制
将来的な公債費負担に配慮し、必要最小限の新規事業のみとします。
また、継続事業等についても毎年度検証します。
（事業費枠で1億円の削減、一般財源換算で2千万円を削減。）

3) その他の措置

基金の取り崩し
平成18年度末の取崩型基金の残高は、5億7,600万円の見込みで、
19年度以降3カ年間の不足する財源として、全額を取り崩して対応し
ます。
備荒資金（超過納付金）の支消
平成18年度末の備荒資金の残高は、4億5,300万円の見込みで、2
1年度以降5カ年間の不足する財源として、支消して対応します。

4) 計画実行による将来見通し

前期5カ年間の計画実行の下で、経常収支比率を80%台に引き下げ
ることにより、後期での目標値達成への道筋を付けることができます。
また、経常収支比率を押し上げてきた公債費比率についても、期間内に
ほぼ目標値10%を達成することとなります。
この結果、財務体質の大幅な改善が図られ、平成26年度には単年度
収支で黒字への転換が予測できます。

5) 公会計の整備・公表

現在、貸借対照表（バランスシート）の公表は行っていますが、国の財務書類作成基準に準拠した公会計モデルの導入に向けた整備を進め、平成22年度を目途に、行政コスト計算書、資金収支計算書、純資産変動報告書の整備を図り、必要な情報の開示に取り組めます。